

公 示

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

平成21年9月30日付け、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和3年5月31日

関東運輸局長	河村	俊信
東京運輸支局長	小濱	照彦
神奈川運輸支局長	中澤	延夫
埼玉運輸支局長	河原	洋
群馬運輸支局長	小松	和則
千葉運輸支局長	尾崎	行雄
茨城運輸支局長	磯田	久
栃木運輸支局長	諏訪	幸夫
山梨運輸支局長	加野島	仁

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和3年5月31日 関自監貨第67号、関自貨第242号、関自保第82号）

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
<p data-bbox="241 336 1003 368">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="136 408 1106 512">貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="472 555 947 919"> 平成21年 9 月 30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成24年 4 月 13日 一部改正 平成25年 9 月 20日 一部改正 平成29年 1 月 16日 一部改正 平成30年 4 月 16日 一部改正 令和 元年10月31日 一部改正 令和 2 年11月27日 <u>一部改正 令和 3 年 5 月 31日</u> </p> <p data-bbox="624 991 1081 1321"> 関東運輸局長 神谷 俊広 東京運輸支局長 矢田 淑雄 神奈川運輸支局長 石橋 健 埼玉運輸支局長 上岡 一雄 群馬運輸支局長 栗本 久 千葉運輸支局長 飯村 勉 茨城運輸支局長 鬼沢 秀通 栃木運輸支局長 四月朔日 功一 山梨運輸支局長 春原 俊男 </p> <p data-bbox="607 1361 640 1390">記</p>	<p data-bbox="1240 336 2002 368">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1137 408 2114 512">貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1473 555 1948 882"> 平成21年 9 月 30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成24年 4 月 13日 一部改正 平成25年 9 月 20日 一部改正 平成29年 1 月 16日 一部改正 平成30年 4 月 16日 一部改正 令和 元年10月31日 一部改正 令和 2 年11月27日 </p> <p data-bbox="1626 991 2083 1321"> 関東運輸局長 神谷 俊広 東京運輸支局長 矢田 淑雄 神奈川運輸支局長 石橋 健 埼玉運輸支局長 上岡 一雄 群馬運輸支局長 栗本 久 千葉運輸支局長 飯村 勉 茨城運輸支局長 鬼沢 秀通 栃木運輸支局長 四月朔日 功一 山梨運輸支局長 春原 俊男 </p> <p data-bbox="1608 1361 1641 1390">記</p>

貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

1～4（略）

5 事業停止処分

(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

①～②（略）

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）

第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧（略）

6 許可の取消処分

①～⑧（略）

⑨ 法第5条第1号、第2号、第7号又は第8号に該当するに至った場合

⑩～⑪（略）

7～8（略）

貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

1～4（略）

5 事業停止処分

(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

①～②（略）

③ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧（略）

6 許可の取消処分

①～⑧（略）

⑨ 法第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

⑩～⑪（略）

7～8（略）

附 則（略）

附 則（令和3年5月31日 関自監貨第67号、関自貨第242号、関
自保第82号）
この基準は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（略）

（新規）